

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月9日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	座間市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	94-0
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1464235579776/index.html

執行機関名 座間市長

 中止

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)第4条第1号の表 第7の項 介護保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第1条	座間市介護保険条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾患等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養生管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必	第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、市が行う介護保険について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		座間市介護保険条例 座間市介護保険条例施行規則